

故井伊直弼を考課する。

直弼五十回忌までの歴史批評

阿 部 安 成

I . はじめに 論述の対象と時期

井伊直弼^{かたど}を象った銅像は、まず1909年に横浜で建立されたのちに、彼が生まれた土地である彦根では、その翌年の1910年に建てられた。1909年は横浜開港（1859年）から数えて50年めの年で、1910年は直弼の没後50年のときだった（1860年没¹）。だが、直弼五十回忌法要はその前年1909年に彦根でおこなわれた。本稿では、五十回忌法要に到る直弼の顕彰と記念が、おもに彦根でどのように展開したのかを明らかにし、また、その経緯のたどり方を批評するとしてよう。

II . 没後の直弼と彦根市史編纂 なにが問題となってきたのか

直弼ゆかりの地である彦根では、市史編集にあたって直弼の没後をたどることが不可欠の主題となってきた。『彦根市史』下冊（中村直勝編、彦根市役所、1964年）には、第6編「近代」と第7編「現代」のそれぞれに「大老井伊直弼の顕彰」と題された節がある。近代編における直弼顕彰の記述は、

文久の政変後は、大老追罰の手がどこまで伸びるか測り難く、彦根藩の存立さえ危ぶまれる有様であったから、大老の偉業を伝える材料はすべて抹消されなければならないし、弁解や釈明すら危険を招来するだけで、大老の追慕とか遺徳の顕彰などは彦根の人々には思

1) 3月3日に亡くなった直弼の発喪は閏3月晦日、出棺が4月9日、豪徳寺（現東京都世田谷区）埋葬が翌4月10日となる。没後2年の1862年には3月3日に彦根の天寧寺に「大老供養塔」が建立された（吉田常吉『井伊直弼』吉川弘文館、1985年新装版、元版1963年、所収「略年譜」）。『彦根市史』中冊（中村直勝編、彦根市役所、1962年）には天寧寺の「大老の供養塔」と豪徳寺の「大老の墓」の写真が掲載されているが、その建立の経緯は記されていない。「井伊直弼墓」は1972年4月19日に都史跡に指定された。

いもよらなかった。
と書き始められた²⁾。公に、直弼への追慕をあらわしたり顕彰をおこなったりすることは、直弼の死後、困難だったというのだ。ここに直弼の没後をめぐる1つの歴史がある。

「大老井伊直弼の顕彰」という節には、「幕末史料井伊家文書」「大老への追慕」「島田三郎の開国始末と銅像の建設」「井伊家三公の贈位」の見出しがあがっている。直弼には偉業があったことが前提となって書かれる市史のなかで、いわば没後の直弼がどのように記されているのか、その4つの見出しに導かれる各項の内実を確認しよう。かつて彦根のひとびとにはおもいもよらなかったといわれた直弼の「追慕とか遺徳の顕彰」は、まず、1886年に豪徳寺でおこなわれた二十七回忌に始まるという。ついで、『毎日新聞』に「彦根人中村不能斎の井伊直弼の伝記「磯打波」^(ママ)が連載」され、「生前の大老に仕えた大久保小膳〔章男 引用者による。以下同〕」が保存してきた直弼関係の往復文書が井伊家にさしだされた。その文書は井伊家でまとめられ「井伊家秘書集録」として、「明治政府の修史局」に提出された、と記される。

二十七回忌がおこなわれた「この年の秋十月」には、彦根にある井伊家別邸の千松館で「旧臣」による「大老誕辰祭」も開かれることとなる。「これが前例となつて毎年十月二十九日の大老誕生日には千松館」^(ママ)で、誕辰祭がくりかえされ、しかも「この行事が今後の幾つかの大老遺徳顕彰や追慕の会の母体となつていた」という意義がみとめられている。ここにいう直弼の誕生日は、太陰太陽暦による日付である(後述のとおり実施は11月29日)。故直弼を追懐する会はこののち、1893年には、これもまた「旧臣」のあつまりとなる「旧談会」が発足し、1916年7月には「井伊直弼朝臣頌徳会」がつくられ、そして、同年11月にはこの2つの会が合同して「無根水(大老の茶道の号の名)会」^(むねみ)となり、こののち無根水会によって「年々の御誕辰祭が執行され、この種の行事の母体となつた」と直弼の追慕や遺徳の顕彰の歴史がたどられている。

2) ここにいう「文久の政変」とは前掲『彦根市史』下冊の第6編第1章第1節の最初の項の題にみえる。そこには二家老(木俣清左衛門と庵原助右衛門)、長野主膳義言、宇津木六之丞の処刑、彦根藩十万石の減知、井伊家京都守護職の罷免があげられている。

直弼の追慕や顕彰がうまくゆかなかった理由の1つに、『彦根市史』下冊の執筆者は、歴史観をめぐる対抗をあげた。すなわち、「維新史は、旭日昇天の勢いにある藩閥政府の功績碑として撰ばれ、彼等の過去の政敵はことごとく悪逆視される感があった」というわけだ。直弼は藩閥政府にとっては過去の政敵にほかならず、したがって悪逆視されればその顕彰はなかなかすまないこととなる。そうしたなかで、「明治二十年に島田三郎が「開国始末」を著したことは、大老雪冤の先駆として大いに評価されねばならない」と市史に特記されている³⁾。「しかし」と記述はつづき、1891年ころに「旧臣」によって「大老銅像建碑委員会」がつくられ、直弼の「功績を顕彰しようとして貴・衆両院に働きかけたときは、内務大臣の反対に遭い葬られてしま」い、1899年には「日比谷公園内に建像計画を立て、東京府知事に出願したが、にわかには東京府内の銅像建設には、内務大臣の許可を要するという内務省令形像取締規則が出て却下された」と、顕彰をめぐってくりかえされる頓挫が示されてしまう。

『彦根市史』下冊はついで、20世紀初頭の直弼銅像建立の展開をたどるなかで、彦根ではなく横浜の事態をとりあげた⁴⁾。

結局、内務大臣の管轄外の神奈川県横浜は開港場として大老ゆかりの地であるので、横浜市開港五十年祭を期して除幕式を行なうこと、建設地は彦根人の私有地であるが像とともに横浜市に寄贈する約束で、港内を見下ろす掃部山に建設された。〔この文には主語がないが、それは直弼銅像である〕

だが、この横浜での銅像建立をめぐっても、「記念すべきわが国開港記念式典に違勅の臣の祭典を織り込むとは何事ぞ」という政府部内の有力者の反対のために除幕式と記念式典と切りはなし、まったく私的の行事として行なわれ、神

3) ここで『彦根市史』下冊は島田の『開国始末』は「中村不能齋の提供にかかる豊富な井伊家文書に拠ったといわれている」と記している。なお『開国始末』の刊行は明治20年ではない。

4) 横浜の直弼銅像についてはすでに公刊した以下の論考を参照（「横浜開港五十年の政治文化 - 都市祭典と歴史意識」『歴史学研究』第699号、1997年7月、「横浜歴史という履歴の書法」阿部安成ほか編『記憶のかたち コメモレイションの文化史』柏書房、1999年、「二代めの肖像と履歴 - 1954年開国百年の横浜における井伊直弼の銅像」『滋賀大学経済学部年報』第14巻、2007年11月、「直弼／象山／忠震 競争する記念碑」(1)『彦根論叢』第370号、2008年1月)。

奈川県知事を始めとして一切の公式人の参列をとりやめ、銅像は鉄柵をもって囲まれてしまった」と、直弼顕彰への妨害とうけとめられる事態が明かされたのだった。こうした一連の事態を『彦根市史』下冊は、「開港五十年記念はその開国が行なわれた安政五年を起点としながら、それを断行した責任者井伊大老は違勅の臣として顕彰せしめないという、まことに奇妙な出来事であった。これは維新以後における大老評価の一例にすぎないが、このような大老の評価が彦根人に対する、また同時に彦根人自体が抱いたコンプレックスに外ならない」と解釈したのである⁵⁾。

直弼顕彰不可の事態はその後もつづくという。1917年に陸軍特別大演習のため大正天皇が来彦した。「彦根に行幸され、彦根中学校に大本營が設けられた時、この地の先覚者、功勞者に贈位を仰せ出され、藩祖井伊直政、二代直孝、十一代直中の三公は贈従三位の恩典に浴した。しかし、「彦根人がもっとも贈位を渴望した直弼には御沙汰がなかった」となれば、つづけて、「未だ「違勅の臣」の汚名は氷解されていなかったのである」と銅像建立後の直弼をめぐる追慕や顕彰のむつかしさを、市史は書かざるをえなかったのだ。「大老井伊直弼の顕彰」の節は、編集当時、彦根東高等学校教諭だった末松修が執筆した。

そして21世紀になって刊行された、『新修彦根市史』第8巻史料編近代1(彦根市史編集委員会編、彦根市、2003年)には、第8章「彦根城・井伊家」のなかに「2 井伊直弼の顕彰」の節がある。新しい市史のその第8章第2節は、「彦根の人々、とくに旧彦根藩士族にとって、桜田門外に斃れた旧主井伊直弼の名誉回復は、悲願そのものであった。井伊直弼の名誉回復は、まず記念碑の建設という形で始められ、のち銅像の建設へと至る」と、その節に収録した史料の解説を書き始め、直弼の顕彰とは、すなわち、その「名誉回復」だと示した。名誉回復にむけての歴史は、建碑をめぐっては時期尚早を唱えるものも少なく

5)「開港五十年記念はその開国が行なわれた」というとき「その」はなにを指示しているのか。あるいは前引の「わが国開港記念式典」という書き方はなにを示しているのか。国主催の式典ということか、式典はわが国の開港を記念したいのか。後者とすると国が開港するとはどういうことか。ここにみられるような幕末の開国と開港をめぐる混同はひろくみられる歴史記述となっている。これについてはべつに論じる予定。またこの引用にみえる「彦根人に対する」コンプレックスもその内容がわからない。

なかったようだが、建碑基金の募集が始められた、ところが、内務省の命令で建碑運動が困難となった、しかし、横浜と彦根で銅像の建設が実現したと、くりかえし逆接によってつづく文章で市史は建碑の経緯を記さなくてはならなかった。ともかく、2体の銅像建立をもって、「井伊直弼の名誉回復運動は、四半世紀の年月を経て一応の成果をあげた」と市史は評価したのである。そのうえでここでも逆接でそのつづきが記され、「しかし、安政の大獄で多くの志士を弾圧した直弼の評価をめぐることは、明治の末年においても依然として対立がみられ、横浜での除幕式も日程の変更を余儀なくされた」と式典延期の理由が推測される事態があったのである。まえの『彦根市史』下冊にしたがえば、大正初年においても「遺勅の臣」の汚名が解消されていなかったとなるのだが。

『新修彦根市史』第8巻の史料解説は、島田三郎の『開国始末』をとりあげて、彼の「主観的意図はともかく、この書は直弼の名誉回復運動と密接な関係をもたざるをえなかった」と、みずから史料解説に設けた「名誉回復」という文脈において島田の著作を重視する。一方で、『開国始末』をあらわした島田と旧彦根藩士族とのあいだの書簡やその草稿をみれば、「旧彦根藩士族のなかでも直弼の再評価という点で微妙な温度差が存在していたこと」がうかがえるともいう。それも『開国始末』というテキストの機能だとなる。つまり、直弼伝としての『開国始末』は、紛議のもととなったのだ。

第8章第2節に収録された12点の史料は、建碑運動開始(1881年)、上野公園での建碑計画(1882年)、『開国始末』をめぐる悶着(1887年)、直弼三十三回忌(1892年)、横浜での建碑問題(1893年)、日比谷公園での銅像建設計画(1899年)、直弼五十回忌報道(1908年)、彦根での銅像建設計画(1909年)、横浜での銅像除幕式延期(同前)、横浜での銅像除幕式挙行(同前)を伝えている。彦根市史ではあるが、史料収録の方針は、彦根における直弼の顕彰だけをたどるのではなく、直弼の名誉回復の経緯を、彦根をこえた広域な場において確かめる、となっているようだ。これはまた、直弼の顕彰が彦根をこえておこなわれたことのあらわれでもある。

新旧2つの市史に共通して用いられた「顕彰」とは一般に、これまで明らかにされてこなかった功績などを広く報せしめ表彰すること、の意味である。新修の市史はその顕彰と「名誉回復」をほとんど同義に用いている。では、銅像建立をもって直弼の名誉回復が果たされたというとき、銅像は直弼のなにをあらわしていることとなるのだろうか。それについては明示されていない。銅像の建立自体が顕彰の目的だったとしても、それをもって直弼の名誉回復が完結したとはいえないのではないが。

新修市史の編集と刊行のさなかに、「『新修彦根市史』(全12巻)編纂事業の『現代史』(通史編・史料編)に執筆者として参加しており、そこで収集した「大老井伊直弼のコメモレイションに関する詳細な史料」を参考にしていく」という立場と研究環境にいるものによる論稿が、2004年12月に刊行された。これはまちがいや論拠の曖昧な推測がとても多い文章で、参照すべき先行研究にはならない⁶⁾。そこに論点として示された「記憶の社会的装置」としての「コメモレイション」にしても、儀式や祭典と、記念碑や銅像とを対比させて、前者は「その時とその場」に機能が限定されるのに対して、後者は「空間的に固定されるとはいえ、時間に関係なく常に井伊大老の人物と業績を想起させる力を秘め[.....]時に銅像建設は、コメモレイション運動全体の正否を左右する、重要な運動となる」と述べるだけで、この論点の論述につながってゆかない。これでは銅像建立後も直弼に贈位がおこなわれなかったことや、金属回収により銅像が撤去されてから、その再建までのあいだのコメモレイションについて説明ができない。

6) 小松秀雄「大老井伊直弼のコメモレイションの文化社会史(その1)」(『神戸女子学院大学論集』第51巻第2号、2004年12月)。たとえば彦根での直弼銅像建立「明治44年」、無根水会設立「大正15年」、横浜での直弼銅像再建「開港100年」はいずれも誤り。それぞれ明治43年、大正5年、開国100年が正しい。なおこの稿のつづきとなる「その2」は刊行された形跡がない。

7) 本稿は開国カンファレンス彦根ステージでの報告原稿の一部に大幅に加筆したものであり、これはまた2007年度滋賀大学経済学部学術後援基金を受けた研究題目「表象としての井伊直弼」の研究成果の一部である。また開国カンファレンスについては、阿部安成「研究ノート 故井伊直弼「復権」の文脈 二〇〇七年彦根城築城四百年祭の投機」(『研究紀要』滋賀大学経済学部附属資料館、第41号、2008年3月)を参照。

さて、彦根では2007年に、「開国カンファレンス」(国宝・彦根城築城400年祭実行委員会主催)というイベントが開かれ、それは彦根城築城400年祭における直弼復権のねらいが籠められた、祭典の中心となる記念事業だった⁷⁾。その彦根ステージのパンフレットには、「井伊直弼名誉回復の歩み」が3期に分けられ、その第1期「井伊直弼名誉回復・顕彰の試み」には、1881年の旧彦根藩士による直弼記念碑建設のよびかけ、1886年の直弼誕辰祭の始まり、1888年の島田三郎による『開国始末』の刊行があげられ、第2期「銅像・文庫の建設」には、1909年横浜での直弼銅像建設、1910年彦根における直弼銅像の建設、1916年彦根町立図書館に開国文庫開設があがっている。第1期に区分された時期の名称に明瞭なとおり、ここに顕彰と名誉回復とがはっきりとつながられたのだ。

直弼名誉回復という事業のなかで、銅像建設は1つの「成果」として評価されていながらも、しかし『新修彦根市史』にはそれにかかわる史料がそう多く収録されていないし、どうも史料自体がそう充分には残されてこなかったようなのだ。また、編集にさまざまな制約があったことが推測できるとはいえ、『彦根市史』下冊は誤りが多く、『新修彦根市史』にかかわったものによる直弼をめぐるメモレイションの論稿も研究というにはほどとおい出来ぐあいとなっている。直弼の顕彰を考えるには、なによりまず史料にもとづいた記述をおこなうこと、そして史料をどのように読み、直弼の顕彰についてどのように書くのが問われているのである。

さきにみた『彦根市史』下冊に記された執筆者の感慨は、1960年代においても、直弼の評価が「彦根人に対する」コンプレクスのあらわれと書かなくてはならないほどに(つまり、直弼や彦根をみるものたちに擅断があると指摘してしまう)、彼への評価によって「彦根人自体が」コンプレクスを抱きつづけてきたとの自覚も表明するとの宣言でもあった。

ここからの論述は、直弼の顕彰とは、なにを明らかにすることだったのか、直弼の名誉は、どのように回復できるのか 死後になお評価された直弼をめぐって、その評価を査定しつつ、直弼という歴史を考課する試みである。

Ⅲ．建碑の端緒

彦根の2つの市史では、直弼の顕彰は1881年の建碑運動や1886年の誕辰祭に始まるととらえられていた。しかし、直弼の評伝につけられた略年譜では、詳細がわからないながらも、没後2年の1862年に彦根で供養塔が建てられたことが紹介されていた。これも顕彰や建碑運動の1つとなる。こののち、『彦根市史』下冊にいう「文久の政変」が始まる。その政変とは、「彦根藩は、〔……〕新しく時流に沿って尊攘の方向に邁進することになる〔……〕井伊大老の遺策は幕府の継ぐところとならず、かえってこれを追罰せんとし、一方で彦根藩ではこれに先んじて、故大老の股肱の臣を藩の手で罪科に行ない、予め恭順を示した」という動乱である。彦根藩におけるいわば直弼路線からの転換であり、直弼派の粛清である。そうすると、直弼の供養も公にはままならなくなったのかもしれないと想定されるものの、その年忌法要については、いつ、どのようにおこなわれたのか、よくわかっていない。2つの彦根市史が直弼の顕彰の展開をくりかえされる逆接によって記述していたとあり、それはかならずしも円滑におこなわれなかったのか。紆余曲折とあらわしうる、没後の直弼をおってみよう。

直弼顕彰の始まりを1881年とする『新修彦根市史』第8巻では、「井伊直弼の顕彰」の節の最初に、その年6月21日付の『江越日報』記事を収録した⁸⁾。新聞報道によるとこのとき、「近江彦根士族武笠〔資節〕、宇津木〔翼〕等の有志輩には、今般、故君伊井直弼君の^(ママ) 記念碑を建設せんとて、此程同地楽々園にて大会を開き協議も粗調」っていた⁹⁾。そうしたところ、「尾末町八木原及牧原勘谷の両名がこの議を駁して、故君の恩義を忘れず万世追慕の微意を表せん

8) 前掲『新修彦根市史』第8巻所収、史料番号655。以下、同書からの引用はH8:655と略記する。なお引用は原紙写真版(滋賀県立図書館所蔵)よりおこなった。

9) 史料の表記では「記念」と「記念」が混ざっている。これについて木下直之が両者は「同義語とはいえず語源が異なるはずだが、用字の差替えがいつ何故になされたのかを教えてください合理的な説明にはなかなか出せない」と述べている(「記念碑と建築家」鈴木博之ほか編『シリーズ都市・建築・歴史』8近代化の波及、東京大学出版会、2006年)。本稿では引用箇所は原文のとおりとし、本文では「記念」とした。

とする八至極結構なる事ながら、我輩思考するにこの事未た早やしとす」と時期尚早が唱えられたのである。その理由は、「故君、不幸一時藩名を損じたるも、是八畢竟鎖港の代、維新の今日になりては故君の偉業僅少ならず、然らば朝廷に於ても早晚偉徳礼遇なかるへからされは、先々時を待つべし」と、「大音声にて堂々と演説した」ところ、「一統にもこの義を尤と想はれしや、賛成者の多くして遂ひにこの義に決し、当分見合せとなり」と報じられた。

ここでの議論は、「維新の今日」あるいは直弼の「偉業」によるといいうのだから、直弼への追慕をあらわす記念碑を建てることは可能だろう、だがそれは、朝廷（これが天皇なのか政府なのかは不明）による直弼の「偉徳礼遇」を待ってからでも遅くないとも、朝廷の所為を待たずに執行することはできないともとれる待機論である。時期尚早を説く演説を「大音声にて堂々と」と記すところに、記事も建設尚早との判断で書かれているとうかがえる。この大会がいつ開催されたのか報道からはわからないが、記事掲載の日付6月21日から推察すると日米修好通商条約調印日の6月19日を期して大会が開かれたのかもしれない。ともかく、維新から14年のこのとき、直弼の銅像建設は「一統」の賛成するところとはならなかった。ここで、直弼の僅少ではないという「偉業」がなにかは、明確に報道されてはいない。

1881年にはもう1つ9月に、彦根の武節貫治(橋向町)、宇津木翼(池須町)、武笠資節(金亀町)、大久保章男(松原村)、東京の日下部東作(平河町)、横川源蔵(青山南町)の6名が発起人総代となって、「同志協議シ記念碑ヲ建テ、公〔直弼〕ノ事跡ヲ無究ニ伝ント」することへの賛同がもとめられた(「建碑移文」¹⁰⁾)。彼らはいずれも旧彦根藩士である。さきの『江越日報』報道から3か月が経ったところで、記事に名のあがっていた武笠と宇津木たちによる建碑計画が、ここに動きだしたのである。碑を建てることで「無究ニ伝ント」すべき直弼の「事跡」とはなにか。それは、「独り井伊直弼公、幕府元老ノ職ニ

10) 町田市立自由民権資料館所蔵。なおこのときの「建碑規約」(同前所蔵)には建碑をめぐる醸金、議決、事務について記されているものの、碑の具体案は示されていない。前掲『新修彦根市史』第8巻には東沼波町自治会・千福財産区文書にあったこの建碑移文と規約が収録されている(H8:656)。

在リテ、一身ヲ以テ天下ノ重キニ任シ、宇内ノ大勢ヲ洞観シ、主トシテ開港ノ策ヲ決シ、欧米各国ト盟約ヲ締」したことにある。つまり、開港を定めた条約の締結である。ただし、この移文もさきの報道も、建碑場所を明示してはいない。おそらく、確定していなかったのだろう。

東京や彦根で広く配布されたであろうこのタイプ印刷の移文(回文)では2つの時代認識が記される。1つは条約締結のころ、すなわち、「嘉永、安政ノ間」は「徳川氏政衰へ、外国互市ヲ請フ者陸続トシテ日ニ至」という大きな変化のときであり、それはまた「海内騒然、禍機將ニ発セントス」との緊迫したときとみられた。そこに「鎖攘ノ説」がでてくると、「世人往々深謀遠慮ナク、憤ヲ一時ニ洩シ」て、「使臣」の殺傷や「外館」への放火が勃発してしまい、「天下ノ事、將ニ測ラレサラン」というほどに展望をみとおせない時代だったとの認識を示す。そうしたときに「宇内ノ大勢ヲ洞観」したのが直弼だった、と評価するのである。もう1つはこの建碑活動がおこなわれる現時の認識で、それは、「国歩日ニ進ミ、朝廷益々外交ヲ広メ、終ニ今日開明ノ盛ナルヲ致ス」という現在である。ここでなぜ、開明への進歩をことさらにいわなくてはならないのか。それは、直弼が条約を締結するにあたって、「或ハ激抗ニ近ク、威ヲ用ユル過甚ナルカ如シ」と非難されても仕方ない対処をしたからである。いわゆる安政の大獄である。しかしそれは、直弼なりに「皇国ヲ扶持シ、万民ヲ保安スルノ志厚シト云フベシ」と評価できる、なぜならば、さきにもたとおり、過去の直弼の業績が、朝廷主導の外交による開明の盛んな現在の元となったからだ、と述べられるのである。直弼の業績が現在の繁栄につながり、このことをとおして、非難は解消されてよいとのみとおしである。

このようにとらえられる幕末とその後の維新を経た現時においてはもはや、「一二〔直弼〕公ノ志ニ酬ハサル者無シ」といいうる。また、「今ヤ世ノ識者窃ニ其遺風ヲ欽スル者頗ル多」く、「況ヤ吾輩ノ如キ追想欽仰ノ情、自カラ禁スル能ハサル者ニ於テヨヤ」との衷情が明かされる。他方で、「嗚呼逝ク者八駐マラス、久シケレハ則チ忘レ易」という事情もあるので、記念碑を建てよと呼びかけたのだった。移文に記された、「惜哉、一朝禍ニ罹リ恨ヲ吞テ地

二入ルヤ」といわゆる桜田門外の変にむけられた痛惜が、発起人総代6名に共通する心情である。そして移文冒頭にいう、「国歩艱難ノ時ニ際シ、群言ヲ排シ、明決果敢、身ヲ捐テ世ヲ濟フハ英雄豪傑ニアラサレバ為ス能ハス」とは、名指しされてはいないものの、直弼にむけられた賛辞にほかならないのである。

この建碑計画は、「横川、日下部等の諸氏が兼て発起せられし」と書き出される新聞記事で、その動向が伝えられていた。「碑文を取建ること八、追々有志者の賛成多く」、11月20日には東京芝の紅葉館に100名が集会して、そのなかから10名の幹事を選出し、「大に親睦の宴会を張られ、各自歡を尽して退散」した(『読売新聞』1881年11月22日)¹¹⁾。発起人6名のうち東京在住者は2名にすぎなかったが、彼らのおもな活動場所は東京だったのかもしれない。

翌1882年1月には蒲生郡、神崎郡、愛知郡、犬上郡、阪田郡、東浅井郡、伊香郡、西浅井郡の204名を発起人とする「記念碑建築」の募集がおこなわれる¹²⁾。「直弼公幕府元老ノ職ニアリー朝禍ニ罹リシモ、其皇国ヲ扶持シ万民ヲ保安スル少々ナラサルヲ追想シ」、それを建碑につなげようと呼びかけた。ここでの、直弼の記念碑は、「皇国」において「万民」のために造られる必要があるとの主張が、さきの建碑移文に共通している。時期尚早との議論から1年を経ないうちに、旧藩士にかぎられない広範なひとびとに、直弼追想の機運が広がったのだ。ただしここでも、建碑場所は明示されていない。

さきにみた彦根の天寧寺での供養塔建立には、直弼三回忌記念の意味があったのだろうし、1881年から1882年にかけての建碑計画は、直弼の二十三回忌にむけての顕彰事業だったともみえる。二十三回忌ということであれば、1882年の3月27日と28日の両日に、「在京の彦根人」が世田谷の豪徳寺に集まって、「盛なる祭典を執行されるといふ」との予告記事が登場していた(Y820322)。「桜田の兇変に斃れし故井伊掃部頭直弼公」と彼の死をとらえる立場からの、法要予告報道である。七回忌、十三回忌については、いまのところ、その動向はわかっていない。

11) 以下『読売新聞』を出典として表記するときはY811122と略記する。

12) 建碑仮委員「緒言」(彦根市史編さん室所蔵彦根藩大久保家文書(埋木舎)写真版01012)。

IV. 藩祖の祭祀

ここで時間をさかのぼって、1875年の彦根の様相をみるとしよう。犬上郡第一区から第十区までの総代、戸長総代、副区長、区長から滋賀県権令籠手田安定に宛てられた「井伊氏祖先直政、直孝ノ靈ヲ祭祀仕度建社ノ願書」(1875年10月4日)で、「士民一般永遠崇敬仕度」く、犬上郡第一区尾末町に、井伊直政と直孝を祀る神社(名称は佐和山神社とする)を建てたいと願われた¹³⁾。なぜ初代と第二代の彦根藩主である直政と直孝なのか。それは、300年まえの彦根は「微々タル一村落ニテ人煙寂寞之姿」だったのが、「慶長年中、井伊氏封ヲ遷シ治ヲ定メシヨリ、以来戸口漸ク蕃殖シ嘗世ノ便利モ亦随テ起リ、現今ニ至リ候テハ、万戸数万口ノ一都会ト相成」った、こうした「昔時ノ寒微、今日ノ萃景ニ変化シ所謂霄壤ノ差ヲ著シ」たことは、「井伊直政、直孝二代ノ創起経緯スル所以ニシテ、其功績人世化育ノ一部ヲ贅シ、該地ノ衆庶其余榮ヲ被ムル鮮ナカラス」だから、とその理由が述べられている。彦根が霄^{しょうじょう}壤の差、つまり天と地ほどにも開きのある発展を遂げられたのはこのふたりの功績であり、それを現在のわれわれ彦根の民は享受しているのだから、彼らを祀ろうというのだった。現在の彦根を讃えるとき、そこを切り開いた藩の始祖にまでさかのぼってその功績を顕彰するということだ。

この願書は、滋賀県権令籠手田安定から教部大輔穴戸璣宛での「神社創立之義ニ付伺書(1875年10月27日)において、「情願二任セ聞届不苦義ニ御座候哉、至急御指揮被下度」と継がれる。ついで、教部大輔穴戸から太政大臣三条実美宛での「井伊直政、直孝靈社創建之儀伺」(1876年6月19日)では、すでに10月27日付伺書について指摘した「永続方法」が不明であることについて、改めてその提示があり、「一般士民追慕之至情無余義相見、可聞届存候」との太政

13)『公文録』明治九年・第五十三巻・明治九年七月～九月・教部省伺(国立公文書館所蔵)。ほぼ同文の「井伊社社之義ニ付御願書」が犬上郡第一区より第十区までの総代から滋賀県権令に宛てて1875年7月27日付で出されていた。すでに1869年に祭祀を願った井伊社に、このとき直政と直孝を祀ろうとする願書である。それが合祀ではなく神社創建に改められた(H8:559)。

官への伺いとなった。神社を永續させる方法とは、犬上郡第二区の副区長と区長から出された「井伊氏祖先直政、直孝二代ノ靈社創立ノ上永續保存目的書」に記されている。それによると、人民篤志寄附金5000円を造営諸費3000円と年利8分の貸附永續金2000円にわけ、後者の利子を供物費、祭祀費、神楽費、神職給料、修繕費などに充てることとなっている。それをふまえてこの件は、「伺之通」(1876年7月1日)となった¹⁴⁾。1877年9月27日には、佐和山神社遷座式がおこなわれた(H8:562の解説)。

ここでの争点は、彦根が発展したか否かでも、その功績が初代藩主直政と第二代藩主直孝にあると評価できるかどうかでもなく、彼らふたりを祀る神社とそれをとおして表現される彼らへの崇敬の心情とを、ともに永續させられるか否かにあった。人民篤志の寄附金があつまったところで、確かめられた運営永續の展望によって、神社創建が認可となった。このとき、城下町彦根を創出し、また「最烈功ノ御遺跡」(H8:560)をのこした名藩主と讃えられる彦根藩の始祖と二代めにさかのぼって、彦根藩と井伊家の顕彰がおこなわれたのだった。こうした顕彰行為自体が永續することは、政府の望むところでもあった。

そしてこの井伊家の神社創建は、毀誉褒貶の一方をいまだ主張できない直弼を表に出すことなく、しかし直弼の顕彰にむけてのいわば布石の意味をもったのだ、とわたしは考える。それというのも、やがて直弼の遺功としての「開国」のとらえ方や(後述)、直弼の記念碑建立が、その「先祖」とのかかわりのうえに企画されることとなるからである¹⁵⁾。

直弼自身の「社殿^{やしろ}」となると、彦根の安清新屋敷に、「殺害せられた直弼公の為」にその建立が発起され、「同志の者を募」っていて、「昨今頻りに周旋して居るので、旧藩の士族八争ツて寄附するといふ」との単発の報道があった(Y790206)。さきにみた建碑の機運がたかまる2年まえの1879年のことである。

14) その後、佐和山神社の神号のみ許可申請となり(1875年12月22日滋賀県権令から教部大輔宛て)、さらにふたたび神号と建社の許可申請となった(1876年9月30日同前。H8:562)。

15) ここでは上野東照宮での記念碑建立計画を念頭においている(それはあらためて論じる予定。ひとまず、阿部安成「形像としての井伊直弼」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 91, 2007年、を参照)。また史料としてはH8:658がある。

発起者の「邸内に八宗観院(直弼公)の木像が安置」してあるという。直弼の慰霊をおこなおうとしたり、彼への思慕をあらわそうとしたりするときには、画像であれ肖像彫刻であれ、その姿がそこにあることが不可欠なのである。

V. 二十七回忌と島田三郎

二十三回忌法要ののち、1886年に二十七回忌法要がおこなわれたことは、新聞報道などによって確認できる。この年の3月3日は雪となり、「在京の旧藩士八、懐旧の涙に袖を浸したるも多かりし」と結ばれる記事は、東京の「一番町井伊邸にて八、前日より法会を営まれ」と報じた(Y860304)。3月26日から28日にかけて東京世田谷の豪徳寺で、直弼の二十七回忌が「三昼二夜の大法会」としておこなわれた。それを報せる『東京横浜毎日新聞』(1886年3月30日)は、「元老が害に遭ひしハ三月三日なるに、主人変死すれば其家名断絶するハ幕府の法なれば、幕府元老の功を思ひて喪を秘さしめたり、故に公然たる命日ハ三日に非ずして三月廿八日となり居る由」との歴史解説も載せている。この二十七回忌のとき、直弼の墓碑のそばに、「桜田殉難八士之碑」が建てられたこともあわせて報道された¹⁶⁾。直弼二十七回忌は、「井伊元老ハ朝廷を蔑如せし様に世に伝ふれ共、其持論ハ公武合体を主とし、又御歴代の御陵を修するの拳ハ實に此人の極めて賛成せし所なる由」と説明され(「井伊元老の年忌」の見出し記事)、直弼の尊王の意識を改めて示し再評価をうながす機会ともなったのである。

直弼の二十七回忌法要を報道した『東京横浜毎日新聞』は、3月30日から4月11日まで(4月5日をのぞく)と、4月15日と16日の14回にわたって、直弼の記事を連載した。この記事の執筆者は、島田三郎である。すでに2つの彦根市史がとりあげていたように、彼はのちに「井伊掃部頭直弼伝」として『開国

16) 前年の1885年4月に大海原尚義や大東義徳たち7名により「桜田之変事」での「殉難諸氏」の氏名を「永く不朽二伝ヘラレン」とする記念碑を「先公ノ墓側」に建てたいとの願書案が直憲(直弼の子)宛てに記されていた(H8:671)。この記念碑に刻まれた8名のうちのひとりである日下部三郎右衛門は、さきの建碑移文にその名がみえた日下部東作(鳴鶴)の養父。

始末』(輿論社, 1888年。国立国会図書館近代デジタルライブラリー)を公刊する。その「緒言」に島田は、「著書の材料を得たる来歴」を記した。

同年〔1886年〕三月偶々直弼二十七回忌の法会〔……〕あり、此際彦根人中村不能斎の編集して磯打浪と題し直弼の事迹を記したる書を豊原〔基臣〕より借覽し、乃ち法会の状を記し、且予の所懐を述べて之を〔東京横浜〕毎日新聞数日の紙上に掲げぬ、当時彦根より来会せる旧臣諸氏予の此記事に感じて来訪し往年の状を話す者ありき、尋で豊原の所蔵及び大久保〔章男〕の秘書を借覽するに至りしなり、蓋し予の本伝を作らんとせしハ一、二年以前に在りしが、其好材料を得るに至りしは実に法会の記事を毎日新聞に掲げしによれり、

この二十七回忌法要は、直弼伝を執筆しようとする島田にとっても、直弼について話すだけでなく秘蔵文書を提供しようとする旧彦根藩士のひとびとにとっても、そして新史料によって改めて顕彰されようとする直弼にとっても、重要なきっかけと区切りとなった¹⁷⁾。年忌法要とそれをめぐる新聞連載により、このとき直弼は死してなお、いや死後ようやくにして、広くひとびとの目にみえるかたちをもって社会にあらわれたといえよう。

跋文といってよい文章がおそらく1886年に書かれ、序文というべきものの執筆が1889年3月(どちらも高野吉五郎執筆)、そして出版が1892年となる『開国始末詠歌集』(編輯兼発行人は彦根三番町の滋賀県士族高宮久馬三)がある¹⁸⁾。この3つの年は順に直弼二十七回忌、憲法発布と恩典、そして三十三回忌のときとなる。

「ことし明治十九年八 直弼公の廿七回忌にそあたらせ給ひける」と書かれ

17) さきにみた『彦根市史』下冊の記述とちがって『東京横浜毎日新聞』に「磯打浪」の連載はなく、また島田に史料を提供したものは中村ではなく豊原と大久保となる。ここいう「磯打浪」は所在、内容とも不明。

18) 表紙には「真澄廼舎」とある(印刷は神田区の金玉社)。本史料は一橋大学附属図書館所蔵青木千枝文庫にある。同館ホームページでは、「青木千枝(1820 1897)旧蔵コレクション。本名は平輔。彦根藩士で、天保11年に藩主井伊直弼の側近となり、13代直弼・14代直憲に仕えた。藩校弘道館の国学方として、国典を講じ、和歌をよくした。本コレクションは和装の和漢古書が主であり、江戸期以前の刊本・写本が含まれる」というこの文庫の紹介がある(2003年受入。和漢書548冊)。2007年夏の調査時ですでにこの文庫受け入れの経緯を知る図書館職員はいなかった。本史料旧蔵者の青木千枝は後述する直弼誕辰会で詩歌席担当者となる。

る詠歌集末尾の文章では、そのときに法会に出ようと東京へゆき3月3日の外桜田にたらずんで27年まえをおもったこと、安政当時この場所にいたひととたまたま遭遇し、そのころの話をして、「此人やつかれを彦根の者ともしらすして、いたみありしを悔みくれしと思へ八、いとゝ思ひせつなかりしよりかくなん」とて、「降らてたにむかしのけふのかなしきに / いとゝしのへとつもるあわ雪」とうたつたと記されている。本文には表題にもあるとおり、「直弼の命祖霊社歌会」で「開国始末」を兼題として詠じられた歌が収められている。兼題のまえには、「思ひきや君か無名をかくまでも / すゝける人の世にいてんと八」の一首が掲げられ、そのまえでは序文というべき文章で、「開国始末」という語が解説されている。

「この開国の文字八、井伊家に故あるなる事」だという。その由来は藩祖直政にまでさかのぼり、彼が家康につかえ、いくつもの戦にしたがい、そして関ヶ原の戦いに家康が勝ったところで、「本陣に諸將の功を定め給ひしとき 直政の君を開国の元臣と八其方の事と深く賞せられた」故事にゆきつくというのだ。この由緒により「世ゝの 君の印章に開国元臣裔といふ語を用ひられ、これを井伊家にはうへなき名誉」としてきた、そしてまた「こたひ島田氏の 直弼の君の伝をあらはして、開国始末と題せられしもまた奇ならずや」とうけとめられ、そこで「これを題にものして、いさゝか島田大人の労を慰せんと詠歌」をあつめたと編纂の動機が示されたのだった。本史料の旧蔵者である青木千枝は、「ひらけ行くにの姿をなかむれ八 / 君かちからと思ひけるかな」の一首を寄せていた。開国は直弼の功績であるとの主張である。

この『開国始末詠歌集』は、みずからのなりたちを雄弁には語っていない。直弼二十七回忌(1886年)のときに、故直弼を慕うものたちと島田三郎とのあいだに縁ができ、それが1888年の『開国始末』公刊に結実する。その翌年の憲法発布にともなう恩典は、後述するとおり、直弼には無縁だった。そのとき直弼を追慕するものたちは、島田への感謝と慰労を忘れずに「開国始末」を題とした歌を詠じ、それらをまとめて直弼三十三回忌を期して発刊した、と推察できよう。

またこの詠歌集の発刊は、わたしたちに「開国」の語が家康と藩祖直政のあいだの故事に由来すると教えている。徳川の世が終ったとはいえ、家康につながる藩祖直政の事績は、直弼の顕彰にも効果があるとみなされたのだ。

Ⅵ．反復の誕辰祭

「明治十九〔1886〕年十一月二十九日午後一時ヨリ、井伊家別邸千松館ニ於テ始メテ御誕辰祭ヲ行ハル」これがのちに回顧された、直弼誕辰祭始まりの記録である¹⁹⁾。誕辰祭は、「直弼朝臣遺徳追慕ノ余リ、大久保章男君井伊家ノ許諾ヲ得」て始められた。大久保は、井伊家から修史局に提出される井伊家文書を自邸で保管してきた、そして1881年の建碑移文に名をつらねた井伊家の旧臣である。祭儀は多賀神社宮司などによりとりおこなわれ、神饌7台、花一对を供えた「荘厳ナル式典」となった。神事として執行されたこの誕辰祭に「参拝」したものは、じつに300余名におよんだ。参拝者には茶菓酒肴がふるまわれ、千松館内には、「茶席(担任者宇津木翼氏)、詩歌席(担任者青木千枝氏)、発句席(担任者中島素風氏)」といった各種宴席が設けられたり(それぞれに担当者も配置)、「余興トシテ能、狂言、福引等ノ催シ物」が披露されたりした(担当は能狂言が田中徳三、福引が中島宗達、夏原鉄太郎など)。この誕辰祭では、その「祭場二八井伊家ヨリ拝領ノ、朝臣ノ画像ヲ掲ケ」られた。その画像が、どのような図像なのかはわからない。とはいえ、直弼を讃える儀礼において、その場に直弼の図像が必要とされたことを、ここに確認しておこう²⁰⁾。このときの誕辰祭費用は、そのすべてを大久保が支払っていた(後年になると井伊家から余興費補充として毎年5円が出る)。

1888年には12月1日発の報道で一昨日(11月29日)のこととして、

井伊直弼公の誕辰日なるを以て、紀念の爲め当地有志者等相会し、金亀城北楽々園に於て、

19)「無根水会成立次第書」(彦根市史編さん室所蔵西村忠氏文書写真版129674)。以下、誕辰会について特に断らないかぎりこの史料からの引用となる。なお1886年に直弼二十七回忌法要を報じ、島田の記事を連載した『東京横浜毎日新聞』(『毎日新聞』となる)は同年の直弼誕辰祭をとりあげていない。

20) 井伊家歴代当主の肖像画は、彦根城博物館編『井伊家歴代の肖像』(彦根城博物館、2003年)を参照。ここには2枚の直弼の肖像画が収録されている。

詩歌, 発句, 囲碁, 謡, 茶の湯等随意の遊を為したるが, 会費などは一切要せず, 携瓢^{けいへう}提行^{さげべんたう}厨にて炭茶等の費用は園内伊勢長が篤志なりしが, 当席にて二, 三の人が開国始末に付, 講談をも為し, 余程の盛筵にてありたり(『日出新聞』1888年12月4日)²¹⁾

と報じられた。このときすでに刊行されていた, 島田三郎の『開国始末』をめぐる話題が, 誕辰祭の場で出ていた。その後, 毎年11月29日におこなわれていったが誕辰祭は, 1890年から「故アリテ」, 11月1日に変更となる。1902年には「故井伊大老誕辰祝賀会」の見出しで予告記事が掲載され, 彦根の「松原村千松館(同家別業旧浜御殿)」に居住する大久保の主催で, 「例年の如く同日同館」にて挙行された誕辰祭は第17回となったという(Y021023)。この報道によれば, 誕辰祭は1886年から毎年おこなわれてきたこととなる。1903年1月に大久保が死去すると, 「遺命ニ依リ個人トシテ祭儀ヲ行フコトハ廃止」されてしまう²²⁾。ただし, 主催者死去後の誕辰祭について協議がおこなわれ, 「有志者木俣畏三, 大海原尚義, 中島宗達, 上坂丈男ノ諸君主唱ニテ, 御誕辰祭再興ノ義起ル, 賛成スルモノニ, 三十名ニ及ヘリ, 之ヲ旧談会ト称ス」と, 誕辰祭をつかさどるあたらしい会の発足となったのである。木俣が会長となり, 会員からは会費を徴収することとして, その後の誕辰祭は, 「毎年十一月一日午後一時, 城山ニ於テ執行」するようになった。『読売新聞』(041106)は, 「既往十七年間故大久保章男翁の篤志に依り開催」されてきた「誕辰記念会」が, 「本年より旧彦根藩臣中有志にて継続」されることとなり, 第19回の祭典がおこなわれ, その後には「旧城跡に於て能, 狂言, 福引等の余興, 誕辰記念屏風等の展覧」もあわせて催され, 「頗る盛況なりし」と報じられた。

翌1905年の誕辰祭は「第廿回の大祭典」と記されるほどの規模となった(Y051109)。祭壇には, 直弼の「画像軸物」がかけられ, 「朝臣遺愛の柳と山茶花」,

21) 引用にさいして必要に応じて原文のルビを付した。『日出新聞』の引用はマイクロフィルム(滋賀県立図書館または国立国会図書館所蔵)からおこなった。以下『日出新聞』を出典とするときHN881204のように本文に略記し, 『彦根市史』に掲載されている記事は前記のとおり略号を記す。『京都日出新聞』はKHNとする。

22) 章男死去(史料では「二十六年」となっている)から2か月経った3月には, その継嗣員臣から「父君カ募集セラレタル諸士ノ詩歌, 俳句, 絵画等ヲ調整シ, 之ヲ屏風五双ニ装訂シ, 多年ノ紀念トシテ井伊家ニ献納」された。大久保が没した1903年に第18回誕辰祭が執行されたかは不明。『京都日出新聞』『読売新聞』には記事がなかった。

直弼の自作で大久保章男にあたえた（安政6年11月24日のことという）「柳の香合」を模した「紀念菓「柳の雫」」、神酒、鏡餅がそなえられ、さらに、島田三郎の『開国始末』、「佐藤顕理氏英訳開国始末「激論の日本」」などもそこにあった。参列者は、「井伊直忠伯代、同母堂代、大久保員臣、田中起業銀行取締役、中島宗達、木俣男爵、農学博士新渡戸稲造、旧藩士、旧領民有志、諸官衙官吏、軍人、銀行会社員、各学校職員生徒及び一般の参拝者」で、その数「無慮一万余」となった²³⁾。このときにはまた、彦根城山では「工芸古物展覧会」が数日まえから開催され、近江鉄道は乗車割引をおこなった（KHN051102）。

誕辰祭の盛況さは弥増さり、1906年には、「参拝者多く、非常に賑ひ盛ん」なようすが伝えられたり（KHN061103）、「参拝者無慮五万余」と報道されたりした（Y061106）。『読売新聞』は、この「第廿一回直弼祭詳報」記事は、前年の「井伊大老二十回誕辰会」の記事とよく似た記述となっている。祭壇の画像は、「あふみの海磯うつ浪のいく度も／御国に心をくだきぬるかな」と自讃せる「掛けもので、柳と山茶花、島田の『開国始末』と佐藤訳の『激論の日本』、神酒に鏡餅といった供物は前年と同様、このときは「兼題の詩歌数千首」もあった。参列者も、「井伊直忠伯代、同母堂代、田中左門、大久保直臣、中島宗達、中村正文、木俣男爵、神学博士デホレスト、英文学者ポリスの諸氏及び旧藩士、旧領民有志、各新聞記者、諸官衙官吏、軍人、銀行会社員等数百名」、さらに、「県立中学、女学、各小学校職員生徒及び遠近老幼男女、一般の参加者」をあわせるとさきの5万余となる。余興としては、能、狂言、西洋手品が披露され、「城山能舞台に於て催され烟火は、早朝より数百発を打揚げ、実に同地には稀なる盛況」だったと感嘆されている。式後には、「誕辰紀念演説会を開催し、予て彦根辛丑同志会より招聘のデホレスト博士、ポリス、大海原、田中の諸氏」が出席し、また井伊家からは会員一同に『開国始末』が配布された。またこの

23) 1905年の誕辰祭にかかわって『故井伊直弼公誕辰紀念会演説速記録』（1906年）が、彦根辛丑同志会の渡辺九一郎（辛丑は1901年）と旧談会の木俣友蔵を発行者として刊行された（彦根市史編さん室所蔵西村忠氏文書写真版129635。西村忠所蔵の原史料にもあつた）。詳細は不明ながら、辛丑同志会は直弼遭難40年祭が彦根教会でおこなわれた（島田三郎出席）その直後に結成されたという（前掲『彦根市史』下冊）。

日、彦根の松浦果がつくった誕辰唱歌が「神前に各学校生徒」によって斉唱された。

仕合せなるはわれらなり / 花たちばなのかをらずは / ひらけぬ山のほとゝぎす / 世に出ん街もなかるべし / 慕へ慕へはなのかを / 仰ふげ仰ふげ花の香を

報道において直弼誕辰祭は、1886年から毎年の執行がかぞえられているのである。

この誕辰祭は、1907年からは式場が佐和口多聞櫓内となる。1907年には「非常の盛会なりし」という報道(KHN071102)、1908年の『京都日出新聞』『読売新聞』に誕辰祭報道はなく、1909年には「帰郷中なりし井伊伯母堂常子」が出席した「故井伊直弼公紀念祭」の記事(KHN091102)、翌1910年の「参列者多く盛会なりき」との「誕辰記念会」記事(KHN101102)と報道はつづく。

Ⅶ．恩典の有無

憲法が發布される1889年には、『日出新聞』においてもすでに1月6日付の紙面で「賊名解除の噂」の見出しで、「維新の元勳西郷南洲翁が丁丑の変乱の爲め、長く叛賊の悪名を負ひたる」が、「聖天子又夙に其大御心有らせられ、折も有らば其恩典を下さんと思召すに固るやに漏れ承りしが、愈よ来る十一日を以て、宮城御移転の盛典を挙させらるゝにより、同日を以て翁が賊名解除の恩詔を煥発せらるゝとの風聞ありと、東京電報に見ゆ」と報じられた。また、叛賊でなくとも「特典」として、「予て神社に列せらるべき噂ある岩倉贈太政大臣を始め木戸、大久保の二公、また維新前後王事に功勞あり、又た国難に斃れたる人々等へ憲法發布の当日神号を贈らせらるべき歟との沙汰あり、又同日大赦特赦の盛典を挙させらるゝにつき、西郷隆盛、江藤新平、前原一誠自余の兇徒をも、罪名赦免の御沙汰を地下に賜らん歟との趣」も聞こえているという(HN890130)。幕末維新の歴史のなかで「兇徒」となったものが、赦免されようとしているのだ。

そして憲法發布後の報道では、「地下の恩典」として国事犯などへの赦典や、「維新元勳第一に居る故西郷翁も生前の罪を赦さるゝやの御評議さることも、

曾て記載せしが果して風説に違はず，〔……〕故西郷翁は位階を生前のまゝに復せられ，吉田松陰，佐久間象山，藤田東湖の三人も新たに位階を与へらるゝこととなりたり」という。しかし，「近日，東京一，二の新聞に維新の功臣と呼べるゝ者は，大概位階を与へらるゝ様に記載しあれども，他日は兎も角十一日に位階回復，位階追贈の恩典に浴せし者は右の四人」だった（HN890213）。そしてたとえば，佐久間象山についてはその「佐久間贈正四位伝」が『日出新聞』で3月10日付附録紙面，3月12日付紙面（「佐久間贈正四位肖像」つき），3月13日付紙面に掲載される。西郷隆盛と吉田松陰についても，その肖像つきで「西郷贈正三位伝」（同紙3月13日付附録），「吉田贈正四位伝」（同紙3月22日付附録）が掲載された。恩典を得たものたちは，その肖像と履歴によって新聞紙上にあらわれたのだった。

このころ『東京朝日新聞』（1889年3月2日）は，3月3日に東京麹町区二番町の井伊直憲邸で，直弼の三十回忌法要がおこなわれる予定と報じている。

直弼についてのべつな報道は，彼への贈位を伝える。「故井伊掃部頭」の見出し記事はまず，いわゆる桜田門外の変を記す「今を距る事三十年前万延元申の三月三日，桜田門外雪紛々たる折りしも，時の大老井伊掃部頭とて飛ぶ鳥も落つてふ勢，最とも熾んなる執権職を只一刀の下に殺害」した事件である。その殺害者である「水戸浪士達すら今度靖国神社へ合祀せらるゝの栄典に与かりし」というのだ²⁴⁾。そして，「今聞くところに抛れば，井伊大老の勲功をも追想せられ，近々位階を贈与せられんとの評議もある由に噂しあへり」と報せられた（HN890511）。直弼を殺害した水戸浪士が靖国神社に祀られるとなると，直弼に思慕を寄せるひとびとは黙認することができないはずだ。ただし，ここではあわせて直弼への贈位の風聞も伝えられたのだった。

ほぼひと月後の同紙は，やはり，「彦根人の憤激」（見出し）を掲載した「回顧すれば殆んど三十年前，時の執権井伊大老を桜田門外に要撃し〔た……〕

24) 靖国神社で「維新前殉難者旧水戸藩士安島帯刀以下千三百九十名」の招魂式がおこなわれたのが5月5日，翌6日に例大祭にあわせて祭典がおこなわれ合祀された（「陸軍省告示第十号」『公文類聚』第十三編・明治二十二年・第五十五巻・社寺宗教附・神社祀典附・教職教規附。国立公文書館所蔵）。

当時の大罪人水戸の浪人を、今度東京なる靖国神社へ合祀せられたるより、彦根人は大に憤激し言論を以て公衆に訴へんと、同志糾合して頻りに評議中なりといふ」(HN890613)。記事によれば、直弼殺害の当時は、「天下の児童、走卒までをして「ないないないない何がない、彦根の殿さん首がないと謡はしめたる」ほどの事態となったのだから、その元凶となった水戸浪人に対する彦根人の憎悪は深い、それにもかかわらずなぜ彼らが国難に殉じたものとして靖国神社に祀られるのか、となろう。続報の、彦根青年倶楽部員が、「井伊直弼侯の記念碑を建設なんさんとて、其檄文を草し、彦根出身の者にて目下他府県に寄留するもの数百名へ郵送した」(HN890615)とのようすからは、直弼への恩典がなかったこと、そして、しかし水戸浪士たちが靖国に合祀されたことをうけて、直弼の記念碑建立の呼びかけに勢いがついたとみえる。

さきの6月13日の「彦根人の憤激」報道に、ただちに反応があった。『日出新聞』の「寄書」欄に、京都の顛民生から「^{ひこねじんしよくんにたす}質彦根人士諸君」が掲載されたのだ(HN890618)。寄書者は、彦根人士諸君は「十九世紀文化の人士」なのか、「天保年代の諸君」なのかと詰め寄る。憤激するなどは後者のひとびとの振る舞いだというわけだ。そのうえで、「憤激を来されたる原因を想像すれば、井伊大老は当時の執権役なり、之が要撃を企たる者は水戸の浪人なり」、こうした身分のちがいがあるところで、浪人が貴顕を殺害したとなると、それは「大罪人」の所為となる、その「大罪人たる水戸浪人を以て、靖国神社たる国家に功勞ある人士の忠魂を慰撫する所の廟社に合祀して、已往の罪科を免除せしめたるは、蓋し黒白を判ぜざるの所置なり」と考えているのだろうが、それは「未だ諸君が世態に通ぜざるの誹を免るゝ能はざる」との批判である。

なぜいま政府は水戸浪士を靖国神社に合祀したのか。それは、1つに「政府の特典」が示されたのであり、2つに「国事犯者」としてあつかわれてきたことを正すことにある、と寄書者は考えている。そして、水戸浪士の行為は「穩当ならざる処ありと雖ども」、「国家」と「人民」への「熱心」な思いからなされたものであり、「今の十九世紀の思想を以て之を見れば、或は其先見の足らざる処あるべしと雖ども、其当時の社会の風潮の已むべからざる、遂に如何と

もする能はざる所なり」となる、この「見易きの事実をも顧みず、為すべからざるの憤激を来したる」とは理解しがたい、との主張である。

さらに寄書者は推測する。さきに示したことが理由でないとしたら、特典による「国事犯者」の処し方のちがいに「憤激」しているのか、と。「現時吾政府の国事犯者の罪科を除去したる」は、水戸浪士だけでなく、大久保利通を殺害した島田一郎たち、西南戦争における西郷隆盛がいる、だが、靖国に合祀されものもいればそうでないものもいる、これでは「不法偏頗の措置なし」といわざるをえない、ということであれば、「蓋し謂なきにあらざるなり」と。しかし、大久保殺害をめぐることは、その事件が出来たときと特典をあたえたときと、政府はおなじだった、過去の処罰が非でありそれへの処置が是であるとはいいがたいし、大久保の「親友」や「縁故ある所の人々」によってなりたっている現政府が、大久保殺害者にいま特典をあたえることは「情誼」のうえからもできないだろう、との判断を示している。

寄書冒頭で彦根人士にむけられた、19世紀のひとか天保年代のひとかとの詰問は、新時代の勢いが過去を清算してしまうとの口吻とも聞こえたが、他方で、「其当時の社会の風潮」を「今の十九世紀の思想」で否定しつくすことはできないと、過去を固有に理解しようとする姿勢もみせるとなれば、寄書者の判断の基準は曖昧にすぎると評しなくてはならなくなる。寄書の掉尾は、

凡そ人の月旦〔批評〕を定むるは、必ずや其現に存するの時に非ずして、其死後数十年の後にあらずんば適評をなす能はざるなり、是れ人を評するの原則にして〔……〕

との批評準則が示されるのである。この彦根人への糾問書ともいいうる寄書は、「彦根人士諸君が、此を以て再思せば、諸君が憤激も亦將に氷解する所あらんと欲するなり、彦根人士諸君以て如何となす」と尋ねられて終わった。この考えにのっとれば、直弼はくりかえし「是耶非耶」²⁵⁾と問われることとなり、また、現に直弼はその後も問われつづけてしまうのである。

彦根の字寺町の大信寺において、彦根青年倶楽部員が討論会を開き、「故井

25) こうした二者択一の評価に直弼はさらされているとの表現は、鴫田東皐の著作である『是耶非耶井伊大老』（青山堂書店、1911年。滋賀県立図書館所蔵）にもその書名にみえる。

伊大老直弼氏が記念碑建設に関する件、并に水戸浪士靖国神社へ合祀の事に關する事を討議する由にて、広く有志者の傍聴を許し及び飛入討論をも許す(HN 890626)という展開が伝えられた。彦根人士は、『日出新聞』への寄書を納得しなかったのだろう。

しかしこののちしばらくは、直弼の記念碑建造は頓挫することとなる。

VIII. 活況の三十三回忌法要

直弼の記念碑建像が実現しないなか、1892年には、「来ル三月二十八日ハ我故主井伊直弼公ノ三十三年忌辰ニ当ル」ということで、直弼の法要が営まれた。命日にさきだつ2月の時点で、首唱者の木俣畏三と貫名徹による『故井伊直弼公祭典次第』(筆者所蔵)が配布され、そこでは、「畏三等追慕ノ情ニ堪ヘス[...]英靈ヲ吊慰セント欲」するので、「冀ク八旧彦根藩治下ノ諸彦其他同感ノ諸君」に贊助が呼びかけられたのだった。祭典次第では、「祭主八井伊誠造氏トス」、「正堂二公ノ像幅ヲ懸ケ、及ヒ靈位遷シ、其粧装、供物等ノ事ハ悉皆之ヲ清涼寺ニ委托ス」、「書院二公ノ遺墨、遺物ヲ展列ス」、「慰靈ノ為メ正午ヨリ同四時マテ、井伊神社ノ舞台ニ於テ能狂言ヲ奏ス」、「靈前二供スル和歌及ヒ俳諧、発句ノ題ヲノ寄柳懷旧 詩題ヲ 詠柳トス」²⁶⁾といったことなどが予告されていた。

彦根では3月28日に、井伊家菩提所の清涼寺で僧侶70余名によりおこなわれた「祭典」は、午前7時に奏楽が始まり、午前8時から読経と奏楽、そして祭文が読みあげられ焼香となった(HN920331 = H8:661²⁷⁾)。参拝人は、井伊直憲の名代として井伊家家令の堀部久勝、大越亨滋賀県知事、参事官、判事、検事、滋賀県内の各郡長、そして地元選出の代議士として大東義徳と江龍清夫、そして、「紳士、紳商、無慮数百名、其他の参拝人は幾千人とも数知れず」と

26)「懷旧」の題で詠まれた歌をあつめた『故井伊直弼三十三年忌法会慰靈詠吟集』(1892年)がある(一橋大学附属図書館所蔵青木千枝文庫)。

27)在京彦根青年会による東京での直弼三十三回忌は4月17日に神田区錦町の錦輝館を会場に公開で演説会などを組み入れておこなわれた(高野栄次郎編『井伊直弼公三十三回忌追悼演説筆記』在京彦根青年会,1892年。滋賀大学附属図書館所蔵)。東京での三十三回忌については島田三郎の演説をめぐってべつに論じる予定。

いう賑わいとなった。清涼寺となりの龍潭寺には「饗応の宴席」が設けられ、「四千余箇の折詰に一首の和歌を記したる扇子、徳利、杯等を添へ配与」せられた。清涼寺の本堂などには、「全国各府県の名士より寄贈せる書画を陳列し、諸人をして展覽せしめ」ていた。そこには、「伏見文秀女王殿下、近衛正熙公の和歌、大隈重信伯、勝安房伯、土方久元子、杉孫七郎子、町田久成氏、井上毅、南摩綱紀、徳富猪一郎、郷純造諸氏の書画あり」、その「総数無慮千三百余」におよんだ。城郭に近い楽々園には「揮毫席を設け、岸竹堂、内海吉堂、谷如意、江馬天江、日下部鳴鶴の諸翁、望みに応じて揮毫」をおこなう。井伊神社では能や狂言、佐和山神社では素人娘舞会、城麓馬場には大競馬会が催された。

彦根市街では、「各戸国旗を掲げ、球灯を吊り、東西南北より彦根に入り込みしもの凡そ四、五万人に下らず、停車場及び大洞の入口辺の雑沓名状すべからず」というほどの盛況となり、「井伊神社前に於ける諸見世物其他の露店より市内各商店に至るまで非常の賑ひにて、遊廓袋町の如き、午後よりは嫖客の^{へうきやく}流れ込みしもの非常に多く、八時より十時の間は箱切れ枕切れの賑ひ」だったという。記事はおまけとして、「京坂地方より^{すり}掏兒も多く入り込みしに付き、彦根警察署に於ても特に注意する所」があったということ、この「祭典に付き諸方よりの寄附金、去る二十八日までに二千三百円の多きに達した」ことも伝えた。この三十三回忌法要は、彦根では短期間であれいわゆる町おこしの祭典として賑わいようすが報じられたのだった。

このときの法要は彦根市街から、さらに村にまで広がりを見せていた。犬上郡磯田村では5月27日に、「東西両本願寺派の僧侶相謀り、今日午後一日より同村大字八坂村本光寺に於て、井伊直弼侯の卅三年忌祭典を執行する由にて、彦根藩の旧臣大久保、花木両氏は井伊直憲伯の代拝を為す」といい、また近隣の「大字大藪村なる少年教会員百二十余名は、道すがら軍歌を唱へて参拝する筈なり」とのことだった（HN920527=H8:663）。直弼を讃える適切な歌がなく、それが軍歌となるというのだろう。

新聞報道にはその名があらわれなかったが、島田三郎はこの三十三回忌にさ

いして「祭井伊直弼侯文」を執筆した²⁸⁾。島田はまず、「蕪文を以て薄蕨に代へ、敢て恭く旧幕府の元老故彦根侯の霊を祭る」と記したので、彼は彦根の法会には参列しなかったのかもしれない。1852年生れの島田は、直弼の「在世事を知るに及はん」のだが、「世運を推して当時を想ひ、深く侯の心事を悲まざるを得ず」と直弼に寄せる思いを明かす。他方で、直弼の名声を損なおうとする非難は、「首として外交の事」をめぐるであった。だが、「爾後継で起る者、侯の跡を履みて、益々其軌を広む」 明治の現時からすると、直弼の外交路線を継承し、それを発展させていまに到るといいうるのではないかと、島田は歴史をとらえる。したがって、「此一事以て侯の冤を雪ぐに足り」と直弼を擁護し、かつ「以て益々侯の死を痛まざるを得ざるなり」と直弼への哀悼をあらわすのだった。それなのに、直弼をめぐる、その「史論平を得ず、事迹を枉曲し、呼ぶに権姦の名を以て」してきたのではないかと歴史の不正を糾弾する。島田は、「侯の評語」として、かつて直弼がみずから陳べたという章句をあげる 「花の時に先だつ者は、霜雪に虐せらるも、人其芬芳を憶はざる能はず」 時代に先駆けた直弼は、それゆえに虐げられたが、彼の偉功はいまひとに讃えられる、ということだ。

この島田の祭文とほぼおなじ文章が、おなじ1892年8月に彦根で発行された『金城柳影』にも収録されている²⁹⁾。

IX. 彦根の直弼五十年祭

彦根で直弼五十回忌にむけて活動が始まった、との報道がある 「今や内外人合同外交創始の横浜市に於て之〔記念碑〕が建設に着手し、来年待て竣工を告んとす」との横浜の動向をふまえ、かつ「一時は殆ど雪冤の道なからんとせしも、時勢漸く其卓見を明にし、愛国の赤誠を覚らしむるに至れり」と時世

28) 『武相』(第2号, 1892年4月20日。町田市立自由民権資料館所蔵)

29) 一橋大学附属図書館蔵青木千枝文庫。発行所は故井伊直弼朝臣祭典事務所(彦根町字一番町第六十四番屋敷長松院内)、印刷所は近江新報社(大津町)、編輯兼発行人は高木展為(大阪府土族)、小林正策(滋賀県平民、高宮村)、印刷者は宮脇剛三(滋賀県平民、大津町)。この『金城柳影』はべつの機会に論ずる。

をとらえるなかで、直弼をめぐる、「四十二年〔1909年〕は即ち公が五十年忌に相当」するので、「一大仏祭を以て公が英霊を慰め、吾々士民が多年追慕の微衷を致さんと欲す」との趣意書が作られた（KHN080920 = H8:666）。1909年に開港五十年をむかえる横浜での直弼記念碑（銅像）建立のようすをみて、五十回忌という区切りよい年であり、またようやく追慕表明をしやすい時世ともなってきたところで、「幕府の大老として開国の策を断行し、文明の基を決した直弼を讃えようというのである。

1908年が暮れ始めたところで、「来る四十二年三月は、旧江州彦根の藩主大老井伊直弼公が、桜田門外の春雪に敢へなき最後を遂げてより正に五十年に相当すれば、旧彦根藩の領民等は彦根に於て開国元勲者たる公の偉功を表彰せんが為め」、予定されている直弼の「五十年記念大祭典」は、1886年から毎年おこなわれてきた誕辰祭よりも「遙に盛大」にするとともに、銅像を「開港記念地たる」横浜と、「居城旧地たる」彦根に建設すると議決した（KHN081209 = H8:667）。さきの趣意書でもこの報道でも、直弼の偉功は「開国」にあると評価され、その顕彰と五十回忌を重ねあわせて1909年に執行する計画が立てられたのである。「開国元勲」とは、1892年に刊行された戸田為次郎の著作にも用いられた表現で（『開国元勲井伊大老実伝』愛智堂）、同書が聚栄堂大川屋書店から『開国元勲井伊大老』として1909年に出版されるときにもやはり書名にみえた直弼の形容である。旧彦根藩域のひとつとは、直弼を「開国元勲」として表彰しようとしていると報道されたのだった。

ただし、彦根での銅像建設地は、いまだ決まっていなかった。候補地は、「公の侍臣故大久保章男翁の遺宅」、「公の誕生地にして其別殿たりし槻御殿（今の楽々園）の庭園」、「公の旧居城たる彦根城山の巍然たる頂上」の3箇所がある。大久保宅は、「狹隘にして許多の衆人を参拜せしむるには極めて不適當なるが上に、現に翁の孫員臣氏の所有に係り、翁の後裔に於て其昔在りし儘に永久之を保存すべきの義務を有するものなれば、此処に建設するは其当を得ずと排斥せられたり」と許されている。大久保宅も代がかわっているのだから、それは「永久に保存」しなくてはならない建造物とみられていること、多くの人びと

が訪れることとなるだろう銅像建立地は、それなりの広さが必要だとまえもって配慮されていること。ここには史跡の保存と銅像の公共性が述べられている。

楽々園は「天下三楽園の一にして庭園の古雅にして建築の輪奐たる」比類のない庭園なので、「公の功績を表彰するに適す」といえるし、彦根城はこれもまた「天下の名城にして、畏くも主上の聖意により維新の後、之が破壊を止めさせられし処なるのみならず、關藩領土と共に奉還せる時、特に之を公の嗣故直憲伯に下賜せられたる歴史的榮譽の地にして、而も城域の広き、風光の佳絶なる、実に湖国の最たるものなれば」ここもよい³⁰⁾、とこの2案のいずれかとなるだろうとみられていた。

翌1909年になると、「旧藩主故井伊大老の銅像建設及尾末町招魂社接続地の公園拡張に就き、該地所の交附方を井伊家に請願のため」訪京していた鯉江与惣次郎彦根町長が、1月24日に帰彦した(HN090127)。そして、彦根での直弼銅像建立候補地は、彦根招魂社脇、城山、旧佐和口門の高矢倉跡があがっているなかで、おそらく城山となるだろうと報じられる(KHN090225 = H8:668³¹⁾)。直弼をめぐる祭典は彦根だけでなく、長浜でもおこなわれようとしていた。「長浜町に現住する旧彦根藩の出身者」が、「本年井伊直弼公五十年祭典を大谷派長浜別院に於て開催」すると計画があり、2月13日に長浜の「字北船町浄国寺内に發起人会を開き、祭典の計画、余興等に付き種々協議する」こととなる(KHN090210)。3月5日開催の犬上郡町村会合会後に彦根の本町議事堂にて、「旧彦根藩主故井伊直弼朝臣銅像建設彦根町委員」から、「町村長一同の集会を請ひ、委員は直弼朝臣銅像建設に就ての顛末を陳べ、町村長一同發起人とな

30) この彦根城破却中止をめぐって大隈重信の関与がよく指摘される。大隈自身は1878年に彦根に立ち寄ったさいに「宮内省の手で買戻すことにしようと思うて、取り敢えず破壊の仕事を差し止めて置いて、早速行幸所に帰つて相談した、トコロが、直ちに話が纏つて、彦根城は特旨を以て、是れを永久に保存せしめられるといふことになつた」と述べている(江森泰吉編『大隈伯百話』実業之日本社、1909年。この史料は鈴木栄樹から教示を得た)。

31) 彦根の直弼銅像は建立後に移転がくりかえされることとなる。1910年～1940年は招魂社隣地(尾末公園)、1940年～1944年は公会堂(青年学校)前庭、1949年～1958年は沙々那美神社(護国神社)境内、1958年～現在は金亀公園(金亀児童公園)と銅像は転々とした(開国カンファレンス彦根ステージ配布パンフレット)。

り尽力せられんこと請ひたるに、一同快諾」する（KHN090309）。銅像建立が犬上郡域の公の事業としてすすめられようとしていた。

そうしたなかでこの年1909年の3月には、直弼の五十回忌がおこなわれた。「本年三月は幕末の開国者故大老井伊直弼公の最後を遂げてより五十年に相当せるを以て、旧彦根藩士たる田中左門、大久保員臣、男爵木俣畏三の三氏、有志の贊助を得て廿七、廿八の両日間、公の霊を祭れる彦根の祖霊社及び公の記念塔を建てたる天寧寺に於て祭典を挙行した」との報道がある（記事見出しは「伊井大老五十年祭」KHN090329）。このとき、「当日は県下の各中学校、女学校、小学校其他諸団体等の参拝者ありたり、尚四月一、二、三の三日間は公の祖先直政公父子を祭れる佐和山神社に於ても記念大祭を執行する筈なり」（KHN090329）との景況だった。まだ、彦根に直弼の銅像が建立されていないときである。五十回忌の1909年、祖霊社と供養塔のある天寧寺とにおそらく多数の参拝者があったのだろう、有力者の贊助にささえられて祭典が執行された。京都でも、「本年は故大老井伊直弼卿五十年忌に相当する」というので、「旧藩士木俣元造^(ママ)、奥山省三、小林清蔵、江坂久蔵、布下忠太郎、人見常五郎氏等の発起にて、彦根出身者の喜捨を得、来十八日午前八時、洛東知恩院に於て追悼祭執行し、余興には楽隊並に故直弼卿の作、鬼ヶ宿、狸の腹鼓等の狂言数番を茂山千五郎氏奉納」する予定となった（KHN090411）。「旧彦根藩領蒲生郡以北六郡民」が4月21日に清涼寺において、「故大老井伊直弼朝臣殉難五十年忌仏祭を修行」するにあたって、彦根町では区長から祭事委員を選定したとの報道も（KHN090414）、彦根をこえた旧彦根藩領域で直弼の五十回忌法要がおこなわれようとしていたと伝えている。

彦根では直弼の銅像建設委員会が、6月14日（KHN090616）、7月19日、7月26日にも開かれた。7月19日に町役場で開かれた「旧藩主故井伊直弼朝臣銅像建設委員会」では、「岡崎雪声氏が同銅像建設第一候補地（招魂社脇公園）、第二候補地（金亀城山）の実況踏査に就ての意見報告あり、凝議の結果、該建設に関し鯉江委員外一名は明廿日朝、知事に面晤陳情することに協定」し（KHN090721）、7月26日に町役場に於て開かれた「故旧藩主井伊直弼朝臣銅像建設委

員会」では、寄附金についての協議をおこなったとのことだった(KHN090729)ところが、直弼五十回忌の彦根に、彼の銅像は建てられなかった。

この1909年にはまた、彦根教育会が教育資料展覧会を開いていた³²⁾。ここでは、「彦根城山二於テ陳列之部」には「井伊直弼武術研究書類」や、「井伊直弼書翰」に始まる「文学研究書類」、「井伊家別邸松原村千松館二於テ同家所蔵品陳列目録」にみえる甲冑など、直弼や井伊家にゆかりの品々が展示された。主要な展示物は、直弼の武術、国学、歌学、能楽、茶道、花道にかかわる井伊家からの出品となっていた。ほかには、大久保員臣出品の直弼の画筆や、直弼の墓をまもった遠城謙道の画があったり、中村勝麿(『井伊大老と開国』啓成社、1909年、の著者。勝麻呂とも記される)から、「井伊直弼肖像写真」「安政五年条約書写真」「豪徳寺墳墓写真」が出品されたりした。「展覧会須知」と題された展示目録の最後には、井伊家所蔵の「井伊直弼筆 歌短冊 巻」がおかれている。この短冊には、「安政五年仮条約調印断行二ツキ、朝廷ヨリ事情御氷解ノ御沙汰アリシ後、直弼ノ侍臣等ガ辞職ヲ勸メシニ対シ与ヘタル歌」が記されているとの解説がある。

こうした展示品にあらわれているように、教育資料展覧会と銘打たれていても、そこは武と学と雅において直弼を顕彰する場だったのである。あるいは、直弼顕彰を教育の場で活用しようとしたといえようか。ただし後年の開国百年(1953-1954年)を祝賀する展示にくらべると³³⁾、条約調印をめぐる直弼の意思をあらわすととらえられる史料がなく、条約書の写真や条約調印にかかわる歌がならぶこの彦根での展示においては、直弼顕彰の主張はひっそりとしていたといえる。とはいえ、直弼をいわば主役とした展示が初めて披露されたこと

32) 彦根教育会長鯉江与惣次郎編『明治四十二年十月開設教育資料展覧会須知』(彦根教育会長鯉江与惣次郎、1909年。彦根市史編さん室所蔵上野芳氏文書83)。本史料には出品物のいくつかに「小伝若クハ説明」が付記されている。たとえば青木千枝筆などの短冊を収めた額一面の項には「青木千枝、始メノ名ハ平輔、蝦手舎又雪廼舎ト号ス、彦根藩七十人徒士ノ家二生ル、幼時井伊直弼ノ伽役タリ、国学ニ長ジ和歌ヲ善クシ、夙ニ尊王ノ説ヲ持セリ、維新ノ初メ神祇官諸陵寮ニ奉仕ス、明治三十年五月歿ス」と記されている。

33) 1953年に東京日本橋で開かれた「開国百年記念 井伊大老展」と、翌1954年に横浜伊勢佐木町で催された「開国百年記念歴史展」については、前掲阿部安成「二代めの肖像と履歴」を参照。

の意義はおおきい。横浜開港五十年が祝われた1909年に彦根では、直弼の慰霊祭、「開国元勳」としての直弼の顕彰、直弼ならびに井伊家を主題とした教育資料の展示がおこなわれたのだった。

X．おわりにかえて

直弼は故人となってから、彼を慕うものたちによって、その死が悼まれ、その事績が評価され、また、彼を想起することが彦根やその周辺の殷賑に活用されてきた。その機会には、直弼の死と生の記念がもちいられた。1つが年忌法要であり、もう1つに誕辰祭があった。

前者については、直弼の死が異状であったために発喪が遅れたり死の日付を偽ったりしなければならなかったものの、東京での埋葬と墓碑建立、彦根での供養塔建立といった鎮魂や慰霊の行事は通例のとおりおこなわれた。また、詳細がわからないながらも、年忌法要が営まれ、くわえて没後三十年や四十年を記念する行事がおこなわれたことも記録されてきた。年忌法要の1つの区切りとなる三十三回忌は、彦根周辺にも広がるおおきな祭典として実施されることとなった。

二十七回忌のときには、年忌法要の執行と島田三郎の顕彰活動にうながされるように、直弼の誕生日にはその遺徳への追慕をあらわす祭典もおこなわれ、誕辰祭はそれ以後おそらく毎年くりかえし催されてきたと推察できる。20世紀初頭には、彦根での誕辰祭は勢いと賑わいのある祭典となった。

直弼の死と生を記念する行事は着実に執行されることとなり、そこで直弼は「開国」を実施した偉人として顕彰されてきたのだった。しかし没後の直弼の歴史、すなわち故直弼伝は、彼への追想や追慕が盛んになるようすが主軸となって記されることはなかった。彦根市の歴史編纂がおこなった記述は、直弼の顕彰や名誉回復をめぐるいくつもの蹉跌と曲折、そしてその1つの達成となる銅像建立に到る歴史となった。そうした故人としての直弼の歴史も、本稿のここまでの記述からいわば枝葉を削いで、三十三回忌や五十回忌の法要、あるいは20世紀初頭の誕辰祭に結実する進展と隆盛の記録として書くこともできる。だ

が、直弼の死と生の記念をめぐるクレッシェンドの歴史も、困難だった直弼記念碑建立を前史とする銅像建立の成功譚も、わたしの構想する故井伊直弼という歴史ではない。

「一応の」という留保をつけながらも銅像建立を、直弼の名誉回復運動の「成果」と評価してしまうとき、1909年の横浜での銅像建立と彦根での五十回忌法要執行の翌1910年に、彦根での銅像竣工にさきだって、靖国神社で桜田烈士の大規模な慰霊祭がおこなわれたことは、どのように考えられるのだろうか。あるいは、その慰霊祭が催されたのちに彦根で直弼銅像が建立されたことを、直弼の名誉回復運動の「一応の成果」というとき、それはどのような立場から書かれた歴史となるのだろうか。

19世紀中葉の「開国」を現時の起点ととらえるならば、その推進者として直弼は讃えられるはずなのだが、かならずしもそうはならなかった。將軍継嗣、条約勅許、安政大獄、桜田事変といった出来事が、直弼を肯定するものにとっても否定するものにとっても、いわば歴史の疼きとなって、直弼の評価や表現を安定させないのである。